

# 「子どもの健康に配慮した適切なスマートフォン等の 利用に関するガイドライン普及啓発事業」仕様書

## 1 委託事業名

子どもの健康に配慮した適切なスマートフォン等の利用に関するガイドライン  
普及啓発事業

## 2 委託業務履行期限

令和6年3月31日

## 3 事業の目的

近年、低年齢の子どもにもスマホ等の情報機器が普及し、子どもの健康面への影響が懸念されていることから、令和4年度、当県において医療関係のアドバイザーの参画を受け、安全・安心なスマホ等の利用を図るためのプロジェクトチームを設置して、スマホ等の使いすぎによる心身への影響やその防止策について検討を行い、ガイドラインを作成した。

県が作成した「子どもの健康に配慮した適切なスマートフォン等の利用に関するガイドライン」を県下在住の子どもとその保護者に対して普及啓発し、県下在住の子どもの適切なスマホ等の利用を促す。

## 4 業務内容

### (1) 啓発ターゲット

兵庫県下在住の高校生以下の子どもとその保護者

### (2) ガイドラインの編集

県が令和4年度に作成した「子どもの健康に配慮した適切なスマートフォン等の利用に関するガイドライン」について、県民の方々により見やすく、かつ、ガイドラインに対して興味を惹き、家庭や教育現場等においても印刷して利活用できるように編集すること。

### (3) 広告による啓発の実施

ネット広告やSNS広告等を中心に、ターゲットに応じた効果的な広告手段を提案し、最終的な広告手段は県と協議の上決定すること。

なお、令和5年12月をキャンペーン期間として、一ヶ月間、集中的に啓発を行うこと。

#### (4) ランディングページの作成

編集したガイドラインに基づいて、内容をよりわかりやすく、かつ、パソコン・スマホのいずれからも閲覧しやすいページで、県のホームページに登載するためのデータ形式(HTML、CSS、JavaScript、画像データ等)を作成すること。

#### (5) 啓発素材の作成

広告に使用する啓発素材を企画・作成すること。

〈想定している啓発素材の例〉

- 啓発動画
- バナー素材
- 本事業周知のためのチラシデータ 等

上記はあくまでも例であり、作成する啓発素材については、より効果的な啓発素材があれば提案可能である。

#### (6) 広報戦略の検討

年齢、性別や住居地等の属性等により、ターゲット層について分析するとともに、事業ターゲットである子どもや保護者層の意見を反映させる等、真にアプローチ効果のある取組を提案すること。

ただし、単なる数値目標だけでなく、広報対象事業に関連する情報についても幅広く収集・分析し、広報効果の最大化に努めること。

#### (7) 効果測定

広告期間中、広告効果(インプレッション数やクリック数等)を検証し、クリック率等の向上や広告入札単価を下げる改善策等を、定期的に本県に報告し、県と協議の上、改善策を講じること。

### 5 留意事項

- (1) 提案にあたっては、実施方法、実施時期、事業の対象、実施により見込まれる効果等について、できるだけ具体的に列記すること。
- (2) 受託後にあつて、発注者から受託者の提案とは異なる内容・プランでの実施を求められた場合、受託金額の範囲内で柔軟に対応すること。
- (3) 審査は、企画力、業務理解度、独創性、実現可能性、遂行能力等を総合的に勘案して行う。

## 6 委託料

金 4,675,000 円(消費税及び地方消費税額を含む)を上限とする。

ただし、契約内容及び契約額については、委託事業者決定後、県(男女青少年課)との打ち合わせにより決定する。

## 7 実績報告

(1) 提出期限 令和 6 年 3 月 31 日

(2) 提出物

事業実施報告書 1 部

また、業務全体に対する成果指標を 1 つ以上提示し、業務終了後に効果測定を行い、その成果指標の達成状況を記載すること。

## 8 包括的事項

(1) 提案にかかる費用については、準備行為及び連絡調整等にかかる費用を含めて、全て受託料で賄うこと。

(2) 本業務の受託者は、業務の委託契約の締結後遅延なく、受託者が提案した企画提案書をもとに、実施する業務の詳細について発注者と協議の上、業務計画書を作成し、業務開始までに県に提出すること。

(3) 本業務において撮影した人物及び風景等使用した者全ての画像データ及び制作したデータ等については、著作権は兵庫県に帰属するものとし、二次利用可能な高画質のデータとして CD-R 等に保存して納品すること。

(4) 成果品に関するすべての著作権(著作権法第 21 条から第 28 条までに定める権利を含む)及び所有権は、全て県に帰属するものとする。納入される成果品に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、受託者は、当該著作物の使用に必要な費用の負担を受託料で賄うとともに、使用許諾に関わる一切の手続きを行うこと。

(5) 発注者に随時受託業務の進捗状況を説明すること。

(6) 本業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。本業務の一部を第三者に委託する場合は、発注者の承諾を得ること。

(7) 本業務の実施にあたっては、発注者からの指示に迅速に対応すること。

(8) 受託者は、実勢報告書の記載内容が確認できる書類(会計関係帳簿、労働関係帳簿、業務日誌等)を業務終了後 5 年間保存すること。